

高野町学校給食センター調理・配送業務委託募集要項

1 委託業務名

高野町学校給食センター調理・配送業務委託

2 目的

学校給食等の質を維持し、より安全で質の高い給食を児童生徒及び園児に提供するため、教育、食育の一環としての学校給食等の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保することを目的として、その業務を委託する事業者を選定する。

3 業務内容

給食センターでの調理業務、受配校等への配送業務及び該当業務に係る付帯業務一式（詳細については別紙「高野町学校給食センター調理・配送業務委託仕様書」のとおり）。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

5 受託者決定方式

公募型企画提案（プロポーザル）方式による。

6 見積上限額

年額2,800万円（消費税込み）

- （1）応募段階で見積金額が上限額を超える提案については、失格とする。
- （2）債務負担行為の設定については、高野町議会令和8年3月定例会に議案を提出する予定です。なお、当該議案が町議会において議決されない等の理由により本業務を停止する場合があります。また、この場合における損害を町は負担しない。

7 担当部課

担当課 〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町大字高野山 26 - 5
高野町教育委員会 電話 0736-56-3050（直通）

8 応募事業者の条件等

- （1）応募資格 応募する事業者の資格要件は次のとおりとする。
 - ア 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
 - イ これまでに学校給食調理業務の受託実績を3年以上有する者、または厚生労働省の

「大量調理施設衛生管理マニュアル」に規定している「同一メニューを1回 300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を3年以上有している者であること。

ウ 高野町の令和6・7年度高野町入札参加者資格審査名簿に掲載されている者。または公募の期間内において登録することができる者。

エ 万が一の事故による法律上の損害賠償責任を履行するため、総合賠償責任保険に加入している者であること。

オ ア、イ、エの条件を満たしている履行保証人を確保できること。

(2) 応募制限 次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本町における一般競争入札の参加資格を制限されている者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てが行われ、この手続が終了していない者。

ウ 法人又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している者。

エ 過去3年以内に学校給食業務又は大量調理施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止等の処分を受けた者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員が形成、運営に関係している事業者。

(3) 応募資格の基準日 応募資格の基準日は、参加表明書の受付日とし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(4) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾 応募事業者は、参加表明書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾した者と見なす。

イ 応募費用の負担 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

ウ 使用言語及び単位 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

エ 著作権 応募事業者から募集要項に基づき提出される応募書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は必要があるときは応募書類の内容を無償で使用するすることができるものとする。

オ 提出書類の取扱い 提出された書類については、提出期間内に限り補正することができるが、理由のいかんにかかわらず返却はしない。

カ 資料の取扱い 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

キ 応募の無効に関する事項 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ① 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ② 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ③ 虚偽の内容が記載されている場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合

(5) その他

ア 町が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有する者とする。

イ 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

ウ 町が行う指示に従わないとき、その他委託事業者による業務を継続することが適当でないと認めるときは、決定の取り消しを行うことがある。

エ 決定の取り消しや受託事業者の責による施設の損傷など、町に損害を与えた場合は、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

9 事業者募集等のスケジュール

受託事業者は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）で選定する。

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を行わない。

募集要項等の交付・公表 令和7年11月21日(金)

募集要項等に関する質問の受付 令和7年11月25日(火)～令和7年12月9日(火)

募集要項等に関する質問に対する回答 令和7年12月12日(金)

参加表明書及び提案書類等の受付 令和7年12月15日(月)～令和7年12月26日(金)

資格審査結果及び第二次審査に関する通知 令和8年1月上旬

第二次審査（プレゼンテーション等） 令和8年1月中旬頃

第二次審査に関する結果の通知 令和8年1月下旬

委託事業者の決定 令和8年2月上旬

業務の引き継ぎ準備 令和8年2月中旬～

業務契約・委託開始 令和8年4月1日

10 応募書類等の交付・公表

(1) 交付期間 令和7年11月21日(金)から

(2) 交付方法 電子媒体において、町のホームページからダウンロードすることができる。

交付・公表資料

- (1) 本業務委託募集要項（本書）
- (2) 仕様書
- (3) 様式集
- (4) 評価基準表
- (5) 給食センター平面図など参考資料

11 現地調査について

現地調査については、下記のとおりとする。

ア 日 時 令和7年12月2日（火）午後4時00分より

場 所 高野山学校給食センター 和歌山県伊都郡高野町大字高野山 26-5

イ 留意事項 現地調査を実施する場合には、現地調査に係る通知書を令和7年11月28日（金）までに高野町教育委員会にFAXまたはEメールにより事前に連絡すること。

FAX 0736-56-4831（代表） Eメール：kyouik@town.koya.lg.jp

ウ 調理室等に入場する方は、検便の検査結果（最近1ヶ月以内）及び清潔な衣服（白衣及び帽子等）並びに調理用靴等を用意すること。

エ 現地調査に参加する者の人数は、1事業者当たり2名までとすること。

オ 現地調査における質疑等については回答しない。

カ 見学時は、町施設職員の指示に従うこと。

12 募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。また質問の回答については、町のホームページに掲載する。

(1) 質問書の提出方法 質問書（様式第1号）に内容を簡素にまとめて記載し、FAXまたはEメールにより提出すること。

FAX 0736-56-4831（代表）

Eメール：kyouik@town.koya.lg.jp

(2) 受付期間及び回答期日については、上記9のとおりとする。

13 参加表明書及び提案書類等の受付

(1) 参加表明書 応募事業者は、次により参加表明書を提出すること。

ア 提出書類

- ① 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号） 1部
- ② 事業者の概要（様式第3号） 1部

③ 参加資格要件確認書(様式第4号)

1部

④ 様式第3号・4号に記載する添付書類

イ 提出期間 令和7年12月15日(月)～令和7年12月26日(金)までの日(土、日、祝日を除く)の午前9時から午後4時までの間

ウ 提出場所 高野町教育委員会

エ 提出方法 参加表明書は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

(2) 提案書類等の受付

ア 提案書(様式第6号～様式第11号)について記載すること。

イ 提出期間令和7年12月15日(月)～令和7年12月26日(金)までの日(土、日、祝日を除く)の午前9時から午後4時までの間

ウ 提出場所 高野町教育委員会

エ 提出方法 提案書は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

オ 提出部数 正本1部及び副本10部(正本は会社名入りとし、副本は会社名を除くこと)。

(3) その他

ア 提案書の規格は、A4判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、正本については「高野町学校給食センター調理・配送業務委託に関する提案書及び事業者名」を記載した表紙をつけ、様式第5号と前頁に添付してください。副本については「高野町学校給食センター調理・配送業務委託に関する提案書」を記載した表紙をつけること。

イ 無効(失格)となる提案書

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ その他選定に係る不正行為があったもの

ウ 見積書

- ① 見積額は、総額及び年度ごとを記載すること
- ② 仕様書に基づき作成すること
- ③ 見積書に、詳細な内訳書を添付すること
- ④ 見積書に記載する委託料の額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とすること

14 選定委員会の設置

高野町学校給食センター調理・配送業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、委員会が最優秀提案の選定審査を実施する。

15 資格審査及び第一次審査に関する結果の通知

応募事業者資格審査を経て、第一次審査は書類審査とし、第一次審査における選定結果は、応募者全員に通知する。

16 二次審査（プレゼンテーション等）

第一次審査で選考された応募事業者を対象に、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- （１）日 時 令和８年１月中旬予定（対象者に別途通知）
- （２）場 所 対象者に別途通知する。
- （３）留意事項 参加者は１事業者３名までとする。なお、パソコン等を使用する場合には各自持参する。また、詳細については事務局と調整すること。

17 提案書の選定方法

- （１）選定委員会は、提案書に記載された内容を勘案し、プレゼンテーション等の内容を踏まえ総合的に最も優れた内容を提案した事業者を選定する。
- （２）選定結果は、応募事業者全てに通知する。
- （３）優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優秀交渉権者と業務の引継ぎ方法等の協議を行った後、契約締結交渉を行う。当該協議及び交渉が不調のときは、得点の高い応募事業者から順に協議及び契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

18 その他

- （１）選定委員、関係町職員との接触禁止 応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係町職員と本件提案についての接触（公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じる。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合がある。
- （２）リスク管理方針

業務委託契約締結後の町と受託事業者の主なリスク分担方針は、次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		町	事業者
事業の中止・延期に関するリスク	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻		○
不可抗力リスク	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変動リスク	町の指示による変更	○	
	事業者の要求による変更		○
運営費変動リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○

	上記以外	○	
性能リスク	仕様書で定める水準に不適合な場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
等に関するリスク	上記以外	○	

(3) 業務委託の継続が困難となった場合の措置

ア 受託事業者の債務不履行の場合

① 受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、町は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができる。受託事業者が、当該期間内に修復することができなかつたときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

② 町は受託事業者が業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、またはこの契約に違反して契約の目的を達することができないときは、履行保証人に対し、委託業務実施を求めることができる。

イ 町の債務不履行の場合 町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は契約を解除できるものとする。この場合において、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は町に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

ウ 不可抗力等による場合 不可抗力その他、町または受託事業者の帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、町と受託事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、町は契約を解除することができる。

(4) 受託事業の評価 町は事業実施後、受託事業者が提供するサービスについて、定期または随時に評価を行う。その結果、業務委託契約書及び仕様書に定められた内容を充足していないことが判明した場合、委託料の減額を行うことができる